

熊本創生推進機構研究開発室利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本大学熊本創生推進機構規則（以下「規則」という。）第13条の規定する、インキュベーションラボラトリー、ベンチャービジネスラボラトリー及び産業イノベーションラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）の研究開発室の利用に関し必要な事項を定める。

(研究開発室)

第2条 ラボラトリーに、実用化研究のための利用に供する研究開発室を置く。

(利用資格)

第3条 研究開発室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊本大学（以下「本学」という。）の教職員及び大学院生
- (2) 本学の教職員と起業化等のための共同研究を行う民間等共同研究員及び受託研究員
- (3) 国立大学法人熊本大学発ベンチャー等の支援に関する規則（平成30年3月22日制定）における、大学発ベンチャー及び熊本大学認定ベンチャーとして承認された企業等の代表者
- (4) その他連携協定の締結など、本学に資する案件のうち、熊本創生推進機構長（以下「機構長」という。）が特に必要と認めた者

(研究代表者)

第4条 研究開発室の利用に当たっては、実用化研究を行う組織ごとに、各組織の利用者のうちから研究代表者を置くものとする。

(利用申請)

第5条 研究開発室を利用しようとする研究代表者は、所定の研究開発室利用申請書を、機構長に利用開始の1か月前までに提出し、その承認を得なければならない。利用承認を得た後、申請内容を変更、中止又は更新する必要がある場合も同様とする。

(審査委員会)

第6条 機構長は、前条の申請があった場合は、速やかに利用希望者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会の組織)

第7条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 熊本創生推進機構副機構長（以下「副機構長」という。）
- (2) 熊本創生推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうちから機構長が指名する者1人以上
- (3) 研究・社会連携部長
- (4) 研究・社会連携部産学連携推進課長

2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

(審査委員会委員長)

第8条 審査委員会に委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(利用候補者の選定及び報告)

第9条 審査委員会は、利用資格等の調査を行い、利用候補者を選定する。この場合において、審査委員会は利用候補者に順位を付することができる。

2 委員長は、選考に必要な書類を作成の上、運営委員会において審査委員会の経過を報告する。

(利用の承認)

第 10 条 機構長は、前条の利用候補者について、運営委員会の議を経て、利用の可否の決定を行い、研究代表者に通知するものとする。

(利用期間)

第 11 条 研究開発室を利用できる期間は、第 3 条第 1 号、第 2 号、又は第 4 号該当する者については 6 ヶ月以上 5 年以内とし、同条第 3 号に該当する者については 3 年以上 5 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会において実用化研究について発展の可能性があると判断した場合は、運営委員会が必要と認める期間を限度として利用期間を更新することができる。

(利用の承認の取消し等)

第 12 条 機構長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

(1) 利用者がこの要項又は別に定める利用条件に違反した場合

(2) 熊本創生推進機構の運営に支障を及ぼすおそれがあると機構長が認めた場合

(経費の負担)

第 13 条 研究代表者は、機構長が別に定めるところにより、必要な経費を負担しなければならない。

(利用者の責務)

第 14 条 利用者は、この要項及び別に定める利用条件を遵守するとともに、事故、災害等の防止に努めなければならない。

(原状回復)

第 15 条 研究代表者は、研究開発室の利用が終了したとき、又は第 8 条の規定により機構長が利用の承認を取り消したときは、設備、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 16 条 研究代表者は、利用者が故意又は過失により、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、機構長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(研究成果の報告)

第 17 条 研究代表者は、利用期間満了後 1 か月以内に所定の研究成果報告書を機構長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第 18 条 機構長は、実用化研究又は実用化研究の支援による研究成果を公表するものとする。ただし、発明、考案等に係るものについては、公表の時期、方法等についてあらかじめ研究代表者と協議の上、公表するものとする。

(事務)

第 19 条 研究開発室に関する事務は、研究・社会連携部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、研究開発室の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 インキュベーションラボラトリー利用要項は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。